

急遽、新型コロナウイルス対策関係の対応が生じ、本日の会議を欠席させていただくことをお詫び申し上げます。

(質問)

南魚沼市の病院の運営形態について、第1回検討委員会で、ゲストスピーカーの黒岩先生が、私見として、特に医師確保の観点から「市民病院は諸般の事情から公立病院から市の指定管理となる公的病院に脱皮することが望ましい」とまとめておられました。

また、平成27年3月の新公立病院改革ガイドラインでは、「地方公営企業法の全部適用によって所期の効果が達成されない場合には、地方独立行政法人化など、更なる経営形態の見直しに向け直ちにに取り組むこと」とされ、地方独立行政法人化(非公務員型)、指定管理者制度の導入等の検討を求めています。

病院事業管理者である宮永先生は、これらの点についてどのように考えておられるか、お聞かせ下さい。

(補足)

これまで、市立病院の医師の確保に相当のご努力、ご苦勞がおありと拝察します。

平成16年の新臨床研修制度の発足以来、医師個人が、大学の医局とは無関係に、症例が豊富な研修病院を選択する動きに拍車がかかり、さらに専門医制度の改革も加わり、一定の年限を経た後は自由に、自分の専門性を高めることのできる病院に就職できる状況になっています。

一方、大学は中小の病院に常勤医を送り出すことが極めて困難となっており、中小の病院は、首都圏の大学等から日帰りで往来する非常勤医師に、主として外来診療を頼らざるを得ないのが実態です。

そうした中、安定した医師確保のため、現状の運営形態(地方公営企業法全部適用)、および運営形態を変えることのメリット/デメリットについて、お考えを伺いたいと思います。

令和2年5月27日 山崎 理